

一 駒 沢 中 学 校 生 徒 会 役 員 選 挙 規 定 一

本規定は生徒会役員選出のため、生徒会規約第10条に基づいてつくられたものである。

第1章 総 則

第1条 本規定は生徒会選挙制度を確立し、その選挙が公正かつ適正に行われることを確保するものである。

第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙に関する仕事は、すべて選挙管理委員会が行う。

第3条 選挙管理委員会は、選挙に先立って各学級2名ずつ選出された委員で組織され、委員長(1名)は、各委員の互選とする。

第4条 選挙管理委員会は、次の仕事を行う。

- ・選挙の公示
- ・立候補者の公示
- ・生徒会選挙規定細則の作成
- ・立候補者、推薦責任者説明会の開催
- ・掲示ポスターの事前点検
- ・選挙運動の監視
- ・校内放送による演説、立会演説会の実施
- ・投票用紙の作成
- ・投票に関する指示及び開票
- ・当選者の公示とその任命式
- ・その他、選挙に関するすべての仕事

第5条 選挙管理委員会は、立候補者の推薦者となったり、特定の候補者の応援や運動をしたりしてはならない。

第3章 選挙権及び被選挙権

第6条 選挙権は、全会員が有する。

第7条 被選挙権は、選挙管理委員会以外の全会員(3年生を除く)が有する。

第8条 選挙管理委員が役員に立候補する場合、この委員は選挙管理委員を辞退しなければならない。また、この委員の所属する学級は、学級会を開催し速やかに欠員を補充しなければならない。

第4章 投 票

第9条 投票は、選挙管理委員会の指示した場所、方法により行う。

第10条 投票は、本校教職員立会いのもと、一切を選挙管理委員が管理する。

第11条 全会員は、それぞれの学年につき、定数以内の投票数を有する。

第12条 選挙当日の欠席者は、棄権したものとみなす。ただし、選挙当日あらかじめ欠席することがわかっている会員は、担任を通してその旨を申し出れば、前日までに不在者投票ができる。

第5章 開 票

第13条 開票は、一般生徒には公開せず、本校教職員立会いのもと、一括して選挙管理委員が行う。

第14条 次の投票は無効とする。

- ・投票の規定に反するもの。
- ・配布された用紙を用いないもの
- ・選挙管理委員の指示に従わずに投票されたもの

・その他、不正があったもの

第 15 条 開票結果は、原則として投票日の翌日に掲示発表する。

第 6 章 立 候 補

第 16 条 立候補しようとする者は、定められた期間中に、各学級の選挙管理委員を通じて選挙管理委員会に届出る。(3年生を除く)

第 17 条 立候補者はすべて生徒会役員候補とし、特定の役職に立候補することはできない。

第 7 章 当選者の決定

第 18 条 当選者は、全学年の有効得票の多い順に決定する。ただし、生徒会規約第 4 条に則り、1 学年から 1 名以上当選するものとする。生徒会長は有効得票数が最も多い 2 年生とし、副会長、庶務は当選者の互選で決定して、校長が認証する。

第 19 条 立候補者が定員と同じ場合は信任投票となる。過半数以上で信任となる。

第 20 条 得票数が同数であるときは、その者で決選投票を行う。決選投票は速やかに行う。

第 8 章 選挙運動

第 21 条 選挙管理委員は、選挙運動をすることができない。

第 22 条 選挙運動は、ポスターの掲示、校内放送による演説ならびに投票日の立会演説によって行う。校内の選挙運動(校門でのあいさつや学級への訪問等)に関しては、選挙管理委員会が承認し、学級担任の許可があれば認められる。

第 23 条 ポスターについては、選挙管理委員会の指示にしたがい、指定された場所に掲示する。

第 24 条 校内放送による演説、立会演説については、選挙管理委員会の指示にしたがい、指定された時間に行う。

第 25 条 個別的な投票依頼や、物品供与による投票依頼を行ってはならない。

第 26 条 候補者の選挙運動を妨げる行為をしてはいけない。

第 9 章 付 則

第 27 条 立候補者に欠員が生じた場合は再び受付け、なお届出のないときは推薦とする。また、任期途中で役員に欠員を生じた場合は次点者の繰上げとするが、不在の場合は校長の判断に委ねる。

第 28 条 選挙についての不正行為及びその処置についての判断と対応は、校長、選挙管理委員会がこれにあたる。

第 29 条 本規定に定めてある以外の細則は、選挙管理委員会が定めることができる。

第 30 条 本規定の改正については、生徒会規約第 32 条に準ずる。

第 31 条 本改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

第 32 条 本改正規定は、校長による文言修正を経て、平成 25 年 5 月 11 日より施行する。